

摂津市 わがまち特例一覧

項目	対象税目	特例率	根拠条文	取得期間
汚水又は廃液処理施設	固定資産税	1/2	法附則第15条第2項第1号	令和4年4月1日から令和6年3月31日
下水道除害施設	固定資産税	4/5	法附則第15条第2項第5号	令和4年4月1日から令和6年3月31日
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が都市再生緊急整備区域において取得する公共施設等	固定資産税 都市計画税	3/5	法附則第15条第15項本文	平成27年4月1日から令和5年3月31日 適用期間:5年度分
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が特定都市再生緊急整備区域において取得する公共施設等	固定資産税 都市計画税	1/2	法附則第15条第15項ただし書	平成27年4月1日から令和5年3月31日 適用期間:5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産	固定資産税	1/2	法附則第15条第22項	平成28年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:4年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設として指定された津波避難施設	固定資産税	2/3	法附則第15条第23項第1号	平成30年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された津波避難施設(既存)	固定資産税	1/2	法附則第15条第23項第2号	平成30年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された津波避難施設(建設予定)	固定資産税	1/2	法附則第15条第23項第3号	平成30年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設として指定された津波避難施設の用に供する償却資産	固定資産税	2/3	法附則第15条第24項第1号	平成30年4月1日以降 適用期間:5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された津波避難施設の用に供する償却資産	固定資産税	1/2	法附則第15条第24項第2号	平成27年4月1日以降 適用期間:5年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光発電 1,000KW未満)	固定資産税	2/3	法附則第15条第26項第1号イ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(風力発電 20KW以上)	固定資産税	2/3	法附則第15条第26項第1号ロ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(地熱発電 1,000KW未満)	固定資産税	2/3	法附則第15条第26項第1号ハ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(バイオマス発電 10,000KW以上20,000KW未満)	固定資産税	2/3	法附則第15条第26項第1号ニ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光発電 1,000KW以上)	固定資産税	3/4	法附則第15条第26項第2号イ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(風力発電 20KW未満)	固定資産税	3/4	法附則第15条第26項第2号ロ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(水力発電 5,000KW以上)	固定資産税	3/4	法附則第15条第26項第2号ハ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分

摂津市 わがまち特例一覧

項目	対象税目	特例率	根拠条文	取得期間
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(水力発電 5,000KW未満)	固定資産税	1/2	法附則第15条第26項第3号イ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(地熱発電 1,000KW以上)	固定資産税	1/2	法附則第15条第26項第3号ロ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(バイオマス発電 10,000KW未満)	固定資産税	1/2	法附則第15条第26項第3号ハ	令和2年4月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
浸水防止用設備	固定資産税	2/3	法附則第15条第29項	平成29年4月1日から令和5年3月31日 適用期間:5年度分
企業主導型保育事業に供する固定資産	固定資産税 都市計画税	1/2	法附則第15条第33項	平成29年4月1日から令和5年3月31日 適用期間:5年度分
緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	固定資産税 都市計画税	2/3	法附則第15条第34項	平成29年6月15日から令和5年3月31日 適用期間:3年度分
水防上上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	固定資産税 都市計画税	2/3	法附則第15条第39項	令和2年4月1日から令和5年3月31日 適用期間:3年度分
雨水貯留施設浸透施設	固定資産税	1/3	法附則第15条第43項	令和3年11月1日から令和6年3月31日 適用期間:3年度分
貯留機能保全区域	固定資産税 都市計画税	3/4	法附則第15条第44項	令和4年4月1日から令和7年3月31日 適用期間:3年度分
新築のサービス付き高齢者向け住宅	固定資産税	2/3	法附則第15条の8第2項	平成27年4月1日から令和5年3月31日 適用期間:5年度分
中小企業経営強化法に基づく認定先端設備導入計画に従って取得をした先端設備等	固定資産税 都市計画税	0	法附則第64条	令和3年4月1日から令和5年3月31日 適用期間:3年度分
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	固定資産税 都市計画税	1/2	地方税法第349条の3第27項	
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	固定資産税 都市計画税	1/2	地方税法第349条の3第28項	
事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産	固定資産税 都市計画税	1/2	地方税法第349条の3第29項	

※法律改正により、根拠条文、特例率等が変更になっている場合があります。